

## 第7章 計画の推進にあたって



## 第7章 計画の推進にあたって

### 1 計画の進捗管理体制

---

計画の効果的な運用を図るため、「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」において、計画の達成状況を年度ごとに検証、評価します。

具体的には、市は計画に基づく各事業の進捗状況や事業効果を把握するとともに、「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」に報告し、改善に向けた検討を行います。また、その内容について市のホームページ等で市民に公表します。

### 2 計画の円滑な推進体制

---

次期計画の策定の際に、事業実施状況や計画目標値の達成度等について評価を行い、「摂津市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進審議会」に報告するとともに、その結果を次期計画に盛り込むこととします。

